

令和8年2月12日

令和8年第2回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 国民健康保険の実施状況について

(1) 令和7年度国民健康保険会計の状況

① 保険給付費の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和7年度 /令和6年度
保険給付費	14,999,775	14,661,138	14,241,000	97.1%
療養給付費	12,940,463	12,575,839	12,222,900	97.2%
療養費	70,680	69,939	67,300	96.2%
審査支払手数料	60,790	58,891	57,800	98.1%
出産育児一時金	68,749	66,536	51,000	76.7%
葬祭費	16,500	14,700	15,900	108.2%
高額療養費	1,840,054	1,873,829	1,824,100	97.3%
高額介護合算療養費	2,382	1,311	2,000	152.6%
移送費	-	-	-	-
傷病手当金	157	93	-	-

② 国保税の収納状況 (現年度分)

(単位:千円)

年度/月	令和6年度			令和7年度(見込)		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
7	5,063,397	681,701	13.46%	5,120,792	760,380	14.85%
8	5,070,342	1,637,539	32.30%	5,129,603	1,650,169	32.17%
9	5,085,451	2,090,021	41.10%	5,138,701	2,098,657	40.84%
10	5,083,216	2,528,765	49.75%	5,147,603	2,545,264	49.45%
11	5,086,985	2,970,716	58.40%	5,157,701	2,969,263	57.57%
12	5,096,906	3,541,617	69.49%	5,157,838	3,586,821	69.54%
1	5,115,532	3,826,156	74.79%	5,157,838	3,853,784	74.72%
決算 (見込)	5,070,940	4,686,241	92.41%	5,112,800	4,725,200	92.42%

(2) 令和7年度特定健診等の実施状況

○特定健診の実施状況

・自己負担金のワンコイン化

令和6年度から、集団健診及び医療機関健診の自己負担金を一律500円に統一し、受診率向上を図っている。

【実績】

特定健診の受診率の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水戸市	23.4%	26.4%	30.7%	34.0%	37.0%(見込み)
茨城県	33.5%	35.6%	37.3%	38.3%	

※市の令和7年度受診率目標値は37%（第4期特定健康診査等実施計画）

【周知】

- ・広報みとへの掲載のほか、本庁舎モニターで受診を呼びかけた。
- ・ラジオLuckyFM茨城放送に出演し、健診受診の必要性を呼びかけた（新規）
- ・水戸商工会議所及び水戸薬剤師会等関係団体を通し、各事業所等にポスター及びチラシを配布。
- ・市内各郵便局及びマイレージ協賛企業にポスター掲示を依頼。（新規）

【受診券の送付】

- ・6月：40歳以上の国保被保険者に受診券を一斉送付。（35,459件）
35～39歳の国保被保険者に受診券を送付。（866件）
- ・6月から1月：年度途中の国保加入者に受診券を送付。（2,890件）

【受診勧奨】

・未受診者受診勧奨

過去の健診受診の状況やレセプト等からAIやナッジ理論を活用し、未受診者の特性に合わせた6パターンの受診勧奨の通知を送付。（19,334件）

通知後、受診が確認できない者へ、再勧奨通知を送付。（11,770件）（拡充）

40歳（無料対象者）の未受診者に対し、再勧奨通知を送付。（322件）

- ・集団健診をキャンセルした者に対し、電話で受診勧奨を実施。（拡充）

【情報提供事業（みなし健診）】

- ・レセプト情報から、糖尿病等で通院中であり特定健診未受診者に、情報提供依頼の通知を送付。（3,000件）
- ・特定健診実施医療機関に、情報提供事業の事業促進を依頼。（86か所）

実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	219人	174人	202人	566人	458人

○特定保健指導の実施状況

・健診会場での初回面接の分割実施

令和6年度から、特定健診の集団健診会場で初回面接の分割実施。

・人間ドック実施機関での特定保健指導の実施（新規）

人間ドックを実施している医療機関のうち、5機関で特定保健指導を実施。（11件）

（令和7年12月時点）

【実績】

特定保健指導の実施率の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施率	8.5%	11.8%	12.5%	26.8%	27.0%（見込み）
実施者数	92人	142人	161人	368人	400人（見込み）

※市の実施率目標値 令和6年度 15%、令和7年度 20%（第4期特定健康診査等実施計画）

【特定保健指導未利用者対策】

・特定保健指導対象者のうち、未利用者に対し、通知・訪問による利用勧奨を実施。通知送付（208件）、うち17件が特定保健指導につながった。

○「腎臓を守ろう！みとネットワーク事業」の推進（令和7年12月末）

早期に医療につなげ、人工透析への移行防止を目的に、水戸市医師会と連携し、病診ネットワークを構築し事業推進を図っている。

① 糖尿病性腎症重症化予防事業

・特定健診の結果、HbA1c 高値の者に対し、通知や訪問、電話による受診勧奨を実施。（82件）

・過去に糖尿病で治療をしていたが、1年以上治療を中断している者に対し、通知・訪問等による受診勧奨を実施。（35件）

② 慢性腎臓病予防事業

特定健診（集団健診）の結果、腎機能低下の所見が見られる者に対し、受診勧奨を実施。（健診結果に受診勧奨チラシを同封）（1,135件）

○その他の保健事業（令和8年1月時点）

① 健診異常値放置者への受診勧奨

特定健診とレセプト情報のデータ分析結果をもとに、健診結果が要精密となっているにもかかわらず医療機関へ受診のない者に対し、受診勧奨通知を送付。（338件）

重症化リスクが高い者に対し、訪問等により受診勧奨を実施。（24件）

② 受診行動適正化指導事業

1か月あたり同系薬剤2種類以上または同じ診療内容で2か所以上の医療機関通院を3か月以上継続している者に対し、保健指導を実施。

③ 治療中断者への受診勧奨

高血圧又は脂質異常と診断され内服処方を受けていたが、その後受診が確認できていない者に対し、受診勧奨を実施。

④ 生活習慣病予防健診（早期介入）

18歳～39歳の被保険者に対して健診を実施し、そのうち健診結果が要指導・要精密検査の者に対し保健指導・受診勧奨に関する通知を送付。

2 その他

(1) 課税限度額の改正

① 改正の概要

令和7年12月に、「令和8年度税制改正の大綱」がまとめられ、国民健康保険税の課税限度額のうち、医療分（基礎課税分）が引き上げられる。

区 分	現行限度額	改正後限度額
医療分（基礎課税分）	660,000円	670,000円
後期高齢者支援金分	260,000円	260,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円
合 計	1,090,000円	1,100,000円

② 今後の対応

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布（令和8年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する予定。

【改正前後の限度額超過世帯数及び限度超過額】

（単位：世帯，円）

区 分		令和7年度	改正後試算	差
医療分 （基礎課税分）	超過世帯数	548	532	▲ 16
	超過額	418,312,399	412,927,115	▲ 5,385,284
後期高齢者支援金分	超過世帯数	770	770	-
	超過額	214,561,952	214,561,952	-
介護納付金分	超過世帯数	379	379	-
	超過額	78,354,826	78,354,826	-
限度超過額合計		711,229,177	705,843,893	▲ 5,385,284

※令和7年度の値は令和7年9月末時点、改正後試算は限度額を改正した場合の試算。

③ 施行期日（予定）

令和8年4月1日

(2) 保険税軽減判定所得の基準額の改正

① 改正の概要

令和7年12月に、「令和8年度税制改正の大綱」がまとめられ、経済動向等を踏まえ、国民健康保険税のうち、均等割の軽減措置について、5割及び2割軽減における軽減判定所得基準額が引き上げられる。

区分	改正前基準額	改正後基準額
7割軽減	基礎控除額（43万円） +（給与所得者等の数－1）×10万円	基礎控除額（43万円） +（給与所得者等の数－1）×10万円 ※改正なし
5割軽減	基礎控除額（43万円） + 30.5万円 × 被保険者数 +（給与所得者等の数－1）×10万円	基礎控除額（43万円） + 31.0万円 × 被保険者数 +（給与所得者等の数－1）×10万円
2割軽減	基礎控除額（43万円） + 56.0万円 × 被保険者数 +（給与所得者等の数－1）×10万円	基礎控除額（43万円） + 57.0万円 × 被保険者数 +（給与所得者等の数－1）×10万円

② 今後の対応

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布（令和8年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する予定。

【改正前後の人数、世帯数及び軽減額】

（単位：人、世帯、円）

区分		令和7年度	改正後試算	差	
医療分 （基礎課税分）	5割軽減	人数	6,090	6,187	97
		世帯数	3,734	3,798	64
		軽減額	93,940,000	95,419,250	1,479,250
	2割軽減	人数	5,487	5,555	68
		世帯数	3,247	3,285	38
		軽減額	35,276,300	35,727,700	451,400
後期高齢者支援 金分	5割軽減	人数	6,090	6,187	97
		世帯数	3,734	3,798	64
		軽減額	38,808,000	39,419,100	611,100
	2割軽減	人数	5,487	5,555	68
		世帯数	3,247	3,285	38
		軽減額	14,573,160	14,759,640	186,480
介護納付金分	5割軽減	人数	1,801	1,834	33
		世帯数	1,531	1,561	30
		軽減額	13,637,600	13,938,400	250,800
	2割軽減	人数	1,425	1,440	15
		世帯数	1,213	1,223	10
		軽減額	4,332,000	4,337,600	5,600
軽減額合計		200,617,060	203,601,690	2,984,630	

※令和7年度の値は令和7年9月末時点、改正後試算は基準額を改正した場合の試算。

③ 施行期日（予定）

令和8年4月1日